

## 駐車監視員資格者証の交付申請に必要な書類（委託規則第11条関係）

・駐車監視員資格者証交付申請書	様式第17号(第3の4の(1)関係)
-----------------	--------------------

・講習修了証明書又は認定書
---------------

・住民票の写し
---------

・誓約書(欠格事由に該当しない旨のもの)	様式第18号(第3の4の(1)関係)
----------------------	--------------------

・診断書(薬物中毒者等でない旨のもの)	様式第3号(第2の1関係)
---------------------	---------------

・写真2枚(同一のもので、申請前6か月以内に撮影した無帽のもの(申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く))  
サイズ縦3.0cm×横2.4cm 裏面に氏名と撮影年月日を記載し、1枚は申請書に貼付する。

◎**交付場所** 原則として申請者の住居地を管轄する警察署で交付する。

ただし、県外居住者については、滋賀県警察本部交通部交通指導課で交付するものとする。

駐車監視員資格者証を交付される方については、事前に交通指導課から「お知らせ」葉書等で通知する。

・手数料額 9,900円(滋賀県警察証紙)
-----------------------

法人登録とは異なり、駐車監視員資格者証は、全国で有効。 有効期限もない。
---

◎(注意) 既に納付された手数料の還付はできません！(県手数料条例4条、5条)

また、資格者証の交付申請時欠格事由該当者については、資格者証は交付されません。(法第51条の13)



※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日
※ 資格者証番号	

### 駐車監視員資格者証交付申請書

(宛先) 年 月 日

滋賀県公安委員会

次のとおり駐車監視員資格者証の交付を申請します。

申請者	本籍	〒 ー 都道府県	
	住所	電話 ( ) ー	(自宅・携帯)
	(ふりがな) 氏名	写真 (縦 3.0 cm ×横 2.4 cm)	
	生年月日		
勤務先その他の連絡先	住所 名称 電話 ( ) ー		
証明書	番号		
	交付年月日	年 月 日	

※添付書類	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 写真 2 枚 (うち 1 枚貼付)
-------	--

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 写真は、申請前 6 月以内に撮影した無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

手数料欄	(滋賀県警察関係事務手数料収入証紙貼付)
------	----------------------

## 誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 心身の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

住 所

氏 名

## 診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しないこと。
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかであること。

を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修了証明書番号	

### 駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

次のとおり、駐車監視員資格者講習を申し込みます。

申 込 者	本 籍				都道府県
	住 所	〒 -			
		電 話 ( ) -	(自宅・携帯)		
	(ふりがな) 氏 名	-----		性 別	写 真 (縦 3.0 cm ×横 2.4 cm)
	生年月日	年 月 日生			
	勤務先その 他の連絡先	電 話 ( ) -			
受講希望 年 月 日					

実 施	※受講年月日	年 月 日から 年 月 日まで (修了考査) ( 年 月 日)	※ 修了考査の結果	合 ・ 否
	※ 受講場所			
	※ 受講番号			

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
  - 写真は、申込前 6 月以内に撮影した無帽（申込者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

手数料欄	(滋賀県警察関係事務手数料収入証紙貼付)
------	----------------------

(裏面)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 2 号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18 歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 119 条の 2 第 1 項第 3 号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 心身の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 認定年月日	年 月 日
※ 認定書番号	

## 駐車監視員資格者認定申請書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県公安委員会

次のとおり、駐車監視員資格者の認定を申請します。

申 請 者	本 籍				都道府県
	住 所	〒 _____			
		電 話 ( _____ )	—		(自宅・携帯)
	(ふりがな) 氏 名	-----		性別	写 真 (縦 3.0 cm × 横 2.4 cm)
	生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 生			
勤務先その 他の連絡先	電 話 ( _____ )		—		

実 施	※認定審査日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	※ 認定審査の結果	合 ・ 否
	※受検場所			
	※受検番号			

- 記載要領
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
  - 2 写真は、申請前 6 月以内に撮影した無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもの（裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載すること。）を貼り付けること。
  - 3 確認事務の委託の手続等に関する規則第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

手数料欄	(滋賀県警察関係事務手数料収入証紙貼付)
------	----------------------